



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば

6  
JUNE

2025

## 目次

### ●日本年金機構からのお知らせ●

- ・令和7年度「算定基礎届」の提出のお願い …………… 2
- ・算定基礎届等の記入・提出時の注意事項 …………… 2-3

### ●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

- ・使っていますか？マイナ保険証 …………… 4
- ・特定保健指導(健康サポート)を利用しましょう！ …… 5
- ・申請書の作成は  
届出書・申請書作成支援サービスをご活用ください … 5

### ●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

- ・蓮沼ウォーターガーデン割引券を配付します！ …… 6
- ・潮干狩り補助券・  
ブルーベリー狩り補助券配付中です！ …… 7

#### 割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応しています



## 日本年金機構からのお知らせ

## 令和7年度「算定基礎届」の提出のお願い

厚生年金保険および健康保険では、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

つきましては、算定基礎届およびその他必要となる届書を、提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

なお、電子申請をご利用されていない事業所様にあつては、ぜひこの機会に電子申請へ移行されますようお願いいたします。

|      |                                                                                                                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出期間 | 令和7年7月1日（火）～7月10日（木）まで                                                                                                                                                    |
| 提出方法 | 電子申請（電子申請を導入されていない事業所は東京広域事務センターへ郵送）                                                                                                                                      |
| 照会先  | <b>ねんきん加入者ダイヤル（0570-007-123）</b><br>050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6837-2913<br>〈受付時間〉月～金曜日 午前8：30～午後7：00<br>第2土曜日 午前9：30～午後4：00<br>※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日から1月3日はご利用いただけません。 |

## 算定基礎届等の記入・提出時の注意事項

## 1. 算定基礎届の提出が不要な場合

以下の(1)～(3)のいずれかに該当する被保険者については、算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 令和7年6月1日以降の資格取得者
- (2) 令和7年6月30日以前の退職者
- (3) 令和7年7月、8月、9月随時改定の月額変更対象者

【紙媒体による届出の場合】

- (1) 報酬月額欄は記入せず、空欄としてください。
- (2) 備考欄の「3.月額変更予定」に○を付してください。

【電子媒体及び電子申請による届出の場合】

8月または9月の随時改定予定者を除いて算定基礎届を作成の上、ご提出ください（提出がないことをもって、事業主からの申出があったものとみなします）。

- ・ 4月昇給（降給）に伴う7月随時改定者は、月額変更届をご提出ください。
- ・ なお、当該被保険者について、8月または9月の随時改定の要件に該当した場合は月額変更届を、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は算定基礎届を、速やかにご提出ください。



## 日本年金機構からのお知らせ

## 2. 70歳以上の届出

以下の(1)～(3)のすべてに該当する者がいる場合は、「70歳以上被用者算定基礎届」の提出が必要です。

- (1)70歳以上
- (2)過去に厚生年金保険の被保険者期間がある
- (3)事業所で常時使用されている

「電子申請」「電子媒体」で申請する場合は、備考欄の「70歳以上被用者算定」をチェックし、個人番号を入力してください。「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「70歳以上被用者算定」を○で囲み、個人番号を記入してください。

## 3. 支払い基礎日数が17日未満の月の取扱い

標準報酬月額は4, 5, 6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎日数（報酬の支払対象となった日数）がそれぞれ17日（※）以上あることが要件です。支払基礎日数が17日未満の月の報酬月額は「算定基礎届」の報酬月額の総計および平均額の計算に入れないでください。

（※）国・地方公共団体および特定（任意特定）適用事業所にお勤めの短時間労働者の場合は、11日となります。

## 4. 4分の3以上勤務者（パートタイマー等）の取扱い

- 「電子申請」「電子媒体」で申請する場合は、備考欄の「パート」をチェックしてください。「届出用紙」で提出する場合は、備考欄の「パート」を○で囲んでください。
- 支払基礎日数が17日以上のある月がある場合には、17日以上ある月の報酬月額の月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均額を出してください。
- 支払基礎日数がすべて17日未満であるが15日以上のある月がある場合は、15日以上17日未満の月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均を出してください。
- 支払基礎日数がすべて15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で決定するため、「届出用紙」で提出する際には、「⑭総計」欄と「⑮平均額」は記入しないでください。

## 5. その他の注意事項

- 算定基礎届の提出にあたり、賃金台帳などの関係帳簿を提示していただく場合があります。
- 標準報酬月額が決定または改定された場合は、必ず被保険者本人に通知してください。

令和7年度においては、県内各会場において、社会保険制度説明会を開催します。詳細については、令和7年5月発送の納入告知書に同封の案内チラシ及び日本年金機構ホームページをご参照ください。

また、算定基礎届の作成に関する動画や資料について、日本年金機構ホームページに掲載していますので、併せてご覧ください。

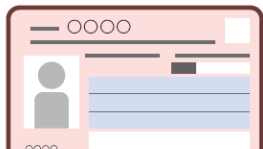
## 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ ▶ ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

使っていますか？

# マイナ保険証

詳しくは  
こちら



令和6年12月2日より、新規の健康保険証は発行されず、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」を基本とする仕組みへと移行しました。

医療機関等の受診の際は、「**マイナ保険証**」をぜひご利用ください。

利用は  
カンタン!

医療機関・薬局の窓口でマイナンバーカードを使って受付※

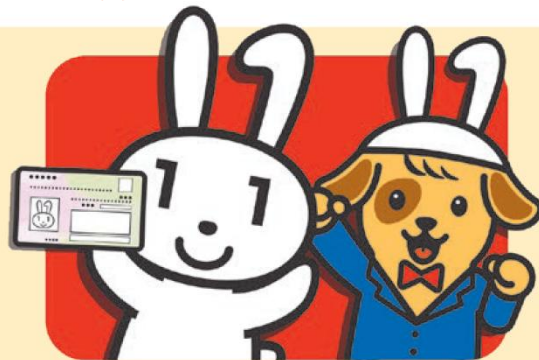
※事前にマイナポータル等で利用登録が必要です

## 《受付方法》

顔認証付カードリーダーにマイナンバーカードを置く

本人認証を行う（顔認証・暗証番号）

各種情報提供の同意選択をする



## マイナ保険証でできること

診療・薬の情報や特定健診結果が医師・  
薬剤師と共有できるので、重複検査・  
重複投薬のリスクが減少！

※医師や薬剤師へのデータ提供に同意した場合



入院等で医療費が高額になりそうな場合  
の事前の手続き（限度額適用認定証発行  
手続き）が不要！

医療機関窓口での1か月のお支払いが自己負担限度額までとなります



マイナポータルから医療費通知情報を入手  
して、医療費控除の確定申告がカンタン・  
便利に！

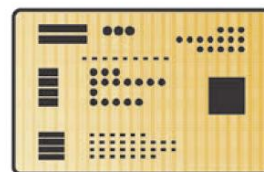


## 事業主の皆さまへのお願い

資格取得届・被扶養者異動届を提出する際は、マイナンバーを記載して**就職後5日以内**に日本年金機構へご提出ください。

マイナンバーを記載してください。

マイナ保険証をお持ちでない方で、資格  
確認書の発行を希望される方は [こちら](#)  
にチェックをしてください。



資格確認書:プラスチック製

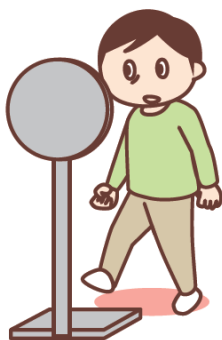
※マイナンバーの記載がない場合、マイナ保険証が利用できるようになるまでに時間を要する場合があります。



協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

従業員の皆さまの**生活習慣病予防**をサポートします

健康サポート

**特定保健指導**を利用しましょう!健診を受けた**後**の行動こそが大切です!詳しくは  
こちら**健診** (年に1回)生活習慣の改善が  
必要と判断されたら...医療機関への受診が  
必要と判断されたら...**特定保健指導** (健康サポート)健診結果に基づき、「メタボリックシンドローム」のリスクのある方を対象にした**無料**の健康サポートです。

健康に関するセルフケアができるように、健康管理の専門家である保健師・管理栄養士が寄り添ってサポートいたします。



医療機関への受診

事業所  
ご担当者さま  
へのお願い

- 事業所にご案内が届けましたら、対象となった従業員さまが特定保健指導（健康サポート）を受けられるように、日程調整・面談場所の確保等にご協力をお願いいたします。
- ICT（スマホやタブレット等を用いた通信技術）を活用した遠隔面談も実施しています！
- 土日や業務時間外での実施も対応できる場合がありますので、協会けんぽ千葉支部までご相談ください。

**提出前に  
チェック!**

申請書の作成は  
**届書・申請書**  
作成支援サービス  
をご活用ください!

パソコンで申請書を作成する際に「届書・申請書作成支援サービス」をご利用いただくと、必要事項を入力した届書・申請書を作成することができます。

**メリット1** 記入項目の説明を参照しながら入力できます!**メリット2** 記入漏れ等を自動でチェックします!**メリット3** 再提出の手間が少なくなって便利!

## ●「届書・申請書作成支援サービス」ご利用の流れ

※PDF ファイルを開く際は、各種 Adobe Reader を指定してください。

1

協会けんぽの  
ホームページに  
アクセス

2

「申請書（入力用）」  
PDF を保存

3

PDF に必要事項を  
入力し、印刷 (※)

4

協会けんぽへ  
郵送詳しくは  
こちら

全国健康保険協会 千葉支部  
協会けんぽ

〒260-8645

千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 2 階



043-332-2811

営業時間 平日 8:30~17:15

千葉県社会保険協会からのお知らせ

# 蓮沼ウォーターガーデン

## 割引券を配付します!



千葉県最大級のプール「蓮沼ウォーターガーデン」! 迫力満点の**スライダー**や**流れるプール**、**波のプール**、**小さなお子様用プール**など**19種類も!** 当協会では、今年度も「蓮沼ウォーターガーデン」の入園割引券を配付します。社員・従業員やご家族のリフレッシュにぜひご活用ください。

**ところ** 山武市蓮沼ホ 368-1 TEL. 0475-86-3171

**営業期間** **令和 7 年 7 月 5 日(土)~9 月 23 日(火・祝)**

※7/7~11、14~18、および 9 月の平日は休園

**営業時間** **午前 9 時~午後5時(最終入園は午後3時まで)**

※悪天候時は休園となる場合もあります。お出かけ前に直接お問い合わせください。

### 入園料金および割引金額

| 一般料金                   | 協会契約料金  | 助成金   | 利用者負担   |
|------------------------|---------|-------|---------|
| 大人 1,900 円<br>(18 歳以上) | 1,710 円 | 360 円 | 1,350 円 |
| 高校生 1,100 円            | 990 円   | 240 円 | 750 円   |
| 中学生 450 円              | 410 円   | 210 円 | 200 円   |
| 小学生 400 円              | 360 円   | 200 円 | 160 円   |
| 幼児 200 円<br>(4 歳~未就学児) | 180 円   | 100 円 | 80 円    |

**利用対象者** 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

**申込方法** 当協会HPの会員専用ページから申込書をダウンロードして、申込書に必要事項を記入し、返信用封筒(110円切手※を貼付※割引券が45枚以上になる場合は180円切手)を同封のうえ、当協会まで郵送にてお申込み下さい。 **配付受付は 6/10(月)からです。**

〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 **※1 事業所各券 15 枚まで**

## 千葉県社会保険協会からのお知らせ

木更津市江川海岸 **潮干狩り**  **補助券配付中です!**

詳細は、社会保険ちば2025冬号、もしくは当協会HPでもご案内しておりますので、ご確認ください。

**と ころ** 木更津市江川海岸 潮干狩り場 TEL.0438-41-1960(営業時間のみ)

**有効期限** 令和7年6月29日(日) まで

**利用対象者** 当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

**料金表(網なし)および補助金額**

| 券種  | 区分      | 契約料金(団体料金) | 補助料金  | 窓口支払料金          |
|-----|---------|------------|-------|-----------------|
| 大 人 | 中学生以上   | ¥ 2,100    | ¥ 800 | ¥ 1,300(2kg まで) |
| 小 人 | 4 歳~小学生 | ¥ 1,050    | ¥ 550 | ¥ 500(1kg まで)   |

※大人2kg、小人1kg 以上の採貝は、超過扱いとなり自己負担となります。

(超過採貝料金:100gにつき110円)

**申込方法** 「社会保険ちば 2025 冬号」についている申込書、もしくは当協会HPの会員専用ページから申込書をダウンロードして、申込書に必要事項を記入し、返信用封筒(110円切手を貼付)を同封のうえ、当協会まで郵送にてお申込み下さい。

〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 ※1 事業所 25 枚まで

**ブルーベリー狩り**  **補助券配付中です!**

詳細は、社会保険ちば2025春号、もしくは当協会HPでもご案内しておりますので、ご確認ください。

**と ころ** ブルーベリーファーム新松戸(おばたファーム)  
松戸市七右衛門新田 505-1 TEL. 080-4857-0141

**利用期間** 令和7年6月上旬~8月31日(日) まで

**補助金額** **400 円**

※入園料から補助金額を差し引いた料金を、農園に当日お支払ください。

**利用対象者** 当協会会員の健康保険被保険者と被扶養者

**申込方法** 「社会保険ちば 2025 春号」に同封の申込書、もしくは当協会HPの会員専用ページから申込書をダウンロードして、申込書に必要事項を記入し、返信用封筒(110円切手を貼付)を同封のうえ、当協会まで郵送にてお申込み下さい。

〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 ※1 事業所 15 枚まで

